

## 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会について

〔平成25年9月27日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣官房副長官（参）
- 副議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地域活性化並びに健康・医療に関する成長戦略担当）
- 構成員 内閣官房副長官補  
内閣官房内閣審議官  
内閣官房PFI法改正法案等準備室長兼内閣府PFI推進室長  
内閣府地域経済活性化支援機構担当室長（金融庁監督局参事官）  
公正取引委員会経済取引局長  
金融庁総括審議官  
総務省官房地域力創造審議官  
財務省大臣官房総括審議官  
財務省理財局長  
文部科学省高等教育局長  
農林水産省食料産業局長  
経済産業省経済産業政策局長  
経済産業省商務情報政策局長  
経済産業省中小企業庁長官  
国土交通省土地・建設産業局長  
環境省総合環境政策局長